

株 主 各 位

東京都北区滝野川七丁目5番11号

株式会社 ヨコオ

代表取締役兼執行役員社長 徳間 孝之

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都北区西ヶ原一丁目23番3号
北区滝野川会館 1階 大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第70期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役3名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yokowo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、年度前半は新興国経済の高成長に牽引され比較的堅調に推移しましたが、米国「サブプライムローン」問題に端を発した米国における個人消費減退および世界的な金融不安、依然として続く原油・レアメタル等原材料価格高騰等に加え、急激な為替変動と株式市場の低迷も相まって、年度後半は混迷の様相を深めました。

我が国の経済もその影響を免れず、原材料価格高騰と急激な円高進行が企業収益を大きく圧迫するとともに、米国景気の急減速や円高進行に伴う輸出環境の悪化、さらには食料品・日用品の価格上昇を背景とした一般家庭の消費抑制現象など日本経済の急速なダウンサイドリスクが現実のものとなりつつあります。

当社グループを取り巻く事業環境につきましても、消費者の購買意欲の低下により当社主要市場である自動車市場・携帯電話市場の成長が鈍化傾向に転じ、また、半導体市場につきましてもいまだに回復の兆しが見えない低調な水準にあります。当社主要顧客の業績も好調・不調が入り混じった状態が続いており、一層厳しさが増しております。

このような状況の中で、当社グループは、「品質第一主義」「既存技術の強化・革新と新技術の導入推進」「進化経営の推進」の基本方針のもと、既存技術・新規技術を駆使した戦略製品の開発、海外マーケットフロントライン強化による顧客密着型営業を軸に、事業領域拡大・既存取引深耕・新規顧客開拓とともに、強靱な収益体質への進化に向けた事業構造改革に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、当連結会計年度における連結売上高は年度後半の急減速を受け、335億6千5百万円と、前期比では2.1%の微増にとどまりました。利益につきましては、事業構成の悪化、原材料費・製造拠点人件費等増加による売上原価率の上昇、および事業運営体制強化・管理体制整備に伴う販売費及び一般管理費の増加などにより、連結営業利益は14億8千5百万円(前期比△36.0%)の大幅な減益となりました。また、連結経常利益は、第4四半期における急激な円高進行に伴う外貨建資産の評価損等により、10億2百万円(前期比△59.0%)となりました。連結当期純利益につきましては、3億8千9百万円(前期比△72.0%)となりました。

(2) 事業別概況

事業分野別に見た事業概況は、次のとおりであります。

<車載通信機器分野>

当分野の主要市場である自動車市場は、先進国市場での市場縮小傾向に加え、「サブプライムローン」問題を背景とした米国市場の低迷、ガソリン価格の高騰など減速要因はあるものの、BRICsをはじめとする新興国市場の順調な成長に牽引され、2012年には世界自動車生産台数は約8,000万台水準と長期的に見れば安定的に拡大すると見込まれております。

このような状況の中で、当社グループは、重点施策である海外マーケットフロントラインの継続強化により、複合マイクロアンテナ、ガラスアンテナ用アンプ、地上波デジタルTV用アンテナなどの戦略製品を中心に、日系メーカーの国内外拠点および海外メーカーとの取引拡大に努めてまいりました。特に米国においては主要拠点である連結子会社Yokowo Manufacturing of America LLCの移転拡張により、SDARS（衛星デジタルラジオ放送）用アンテナ等の受注増加対応や、中国拠点における日系メーカー対応体制強化を推進いたしました。その結果、当分野における連結売上高は、189億4千6百万円（前期比+16.0%）と大幅な増収となりました。

今後は高度な技術力と迅速な事業展開力により、顧客のニーズに即した製品をコンカレントに開発・提供していく「協働型専門部品メーカー」を志向し、アンテナ関連技術の強化はもとより、RFIDや車載センサー等の新技術開発の推進による「単部品供給メーカー」から「モジュール提供メーカー」への進化を推進いたします。また、顧客のグローバル展開をサポートするための海外マーケットフロントライン強化施策を継続的に進めてまいります。併せて、固定費を中心に事業構造の大胆な見直しを進め、収益力のさらなる向上を強力に推進してまいります。

<回路検査用コネクタ分野>

2007年の半導体市場の全世界売上高は、メモリー系製品の大幅な価格下落等から2,556億ドル程度にとどまり、対前年比成長率は約3%と大幅に減速しております。当分野の主要市場である半導体製造・検査装置市場も、大手半導体メーカーの設備投資抑制の影響から低迷が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、引き続きIC検査用BGAソケットおよびウエハ検査用垂直プローブカードを中核製品とし、事業領域および業容の拡大による業績の安定的成長を目指して、新製品開発ならびに国内・海外の半導体メーカー等への拡販に取り組みました。しかし、2006年度後半より急減した受注は2007年度も年間を通じ低調な推移となり、その結果、当分野における連結売上高は65億5千3百万円（前期比△10.2%）となりました。

今後は、当事業が抱える最重要課題である「市場変動を超越した事業成長基盤の構築」を目指し、顧客層および事業領域の拡大に努めてまいります。すなわち、半導体回路検査工程に関わる事業のうち「後工程ICソケット事業」については、顧客の検査ライン効率を大幅に改善する高耐久プローブや半田転写防止プローブ、さらに急速に拡大している高速、高周波検査ニーズに対応するハイギガソケットの品揃え強化等により国内外の大手顧客との取引拡大を推進してまいります。

また、「前工程プローブカード事業」においては、従来のエリアアレイ電極配置に対応する垂直型プローブカードに加えて、ペリフェラル電極配置に対応したプローブカードをアライアンス戦略により取り込み、前工程検査領域における本格的な事業展開を目指します。これらの施策を推進することにより、前工程検査と後工程検査、エリアアレイとペリフェラル電極配置に一貫して製品を供給できる半導体検査システム総合サプライヤーへの進化を推進いたします。

＜無線通信機器分野＞

当分野の主要市場である携帯電話市場は、高機能化・薄型化による中・高級機の売上拡大、新通信方式（3G）による新需要の創出、新興国における低価格機種種の普及などにより、過去数年目覚ましい成長を続け年間10億台水準の巨大市場となりましたが、2007年の対前年比成長率は先進国市場の需要減退などにより、一転して大幅に鈍化しました。その一方で世界大手メーカーによる寡占化傾向はさらに強まり、シェア競争が一段と激しさを増しております。

このような状況の中で、当分野における当社主力事業であるファインコネクタ事業においては、携帯電話機の電源部分やアンテナ等の基板接続向けとして、独自技術を駆使した微細スプリングコネクタの海外大手メーカーへの拡販を推進いたしました。

また、アンテナ事業につきましては、3G対応マルチバンド内蔵アンテナの拡販に注力いたしました。しかしながら、競合メーカーとの熾烈な価格競争や一部主要顧客の業績不振などにより、受注は前期を下回る水準で推移しました。

その結果、当分野における当連結会計年度の連結売上高は80億6千5百万円（前期比△12.8%）となりました。

また、当社は、医療機器メーカーの微細加工部品に対する高品質かつ安定的供給ニーズの増大に着目し、2005年よりMD（Medical Device：医療用部品）プロジェクトを立ち上げ、本格的な事業展開に向けて取り組んでまいりました。当連結会計年度においては、カテーテル用マーカリングやコアワイヤ用コイル等を中核製品として、大手医療機器メーカーに対し拡販活動を推進するとともに、ユニット製品の量産化に向けた試作にも精力的に取り組み、受注は前期を上回りました。

（※当MDプロジェクトの売上高は無線通信機器分野に含まれております。）

今後は、当分野の主力事業であるファインコネクタ事業については、成熟市場である携帯電話市場依存リスクからの脱却を目指し、モバイル業務用端末機（ハンディPOS、PDA）等の新しい市場・顧客への事業確立を本格的に推進いたします。また、LTCC技術応用の先端デバイスやメディカルデバイス等新しい事業分野の確立を目指してまいります。

(単位：百万円、%)

事業分野	前 期		当 期		金額前期比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
車 載 通 信 機 器	16,332	49.7	18,946	56.5	116.0
回 路 検 査 用 コ ネ ク タ	7,301	22.2	6,553	19.5	89.8
無 線 通 信 機 器	9,251	28.1	8,065	24.0	87.2
計	32,885	100.0	33,565	100.0	102.1

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、15億7千万円であります。

その主なものは、次のとおりであります。

当社	富岡工場	研究開発設備等	5億2千7百万円
〃	L T C C	研究・量産体制設備等	1億1千4百万円
国内子会社		量産設備	1億3千3百万円
海外子会社		量産設備	7億9千5百万円

3. 資金調達の状況

長期の資金調達はありません。

4. 対処すべき課題

世界経済は、景気停滞局面におけるインフレ進行（スタグフレーション）傾向が危惧されており、世界的な金融不安と相まって、経済運営が極めて難しい局面にあります。

わが国においても円高と、エネルギー・資源価格高騰の企業収益や家計消費への影響が顕在化してきております。当社主要事業の対象市場はグローバルに見れば基本的に成長市場ですが、半導体市場は当面低迷が続くものと想定され、携帯電話市場・自動車市場もB R I C s等途上国市場は成長を維持しているものの、北米を中心に先進国市場では景気減速傾向が顕在化してきており、業界再編成などの構造変化が進行しています。

当社グループは、このような経営環境を踏まえ、市場構造の変化を先取りするスピードで自らの事業構造を変革することで、企業価値のさらなる向上を実現し、中期経営計画の基本目標である「ミニマム8（エイト）」（売上高経常利益率・自己資本利益率・売上高成長率を8%以上確保する）を達成するべく、以下の基本方針のもとに、成長戦略の加速と収益力向上に取り組んでまいります。

【基本方針】

- (1) 「品質第一主義」に徹し、最高品質と環境負荷物質ゼロ化により、「ヨコオ品質ブランド」を確立する
- (2) 「技術立脚企業」として、アンテナ・マイクロウェーブ・セラミック・微細精密加工の技術をさらに強化・革新するとともに、製品の付加価値向上に貢献する新技術を積極的に導入し活用する
- (3) 「事業構造・製品構造の革新」「事業運営システムの革新」「人材の革新」という3つの革新を推進することにより、「進化経営」を具現化する

また、企業は、株主・顧客・従業員のみならず取引先・地域社会・一般市民など、多様なステークホルダーに対して責任を果たすことが以前にも増して強く求められております。当社グループも、社会の一構成員としての自覚を一層高め、法令等遵守はもとより、高い倫理観を持った事業活動と、情報開示や環境保全などの取組みを徹底することが重要であると認識しております。

当社は、経営監督機能と経営執行機能との分離、責任権限明確化によるコーポレート・ガバナンスの強化をさらに推進するとともに、内部統制体制の整備・強化につきましても、グループ全体の事業運営体制を見直す好機と捉えて積極的に取組み、より適正で、かつ効率的な事業活動の実現を目指してまいります。

当社グループは、企業価値向上のため、以上の施策に全役職員が一丸となって取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 67 期 (16. 4. 1～17. 3. 31)	第 68 期 (17. 4. 1～18. 3. 31)	第 69 期 (18. 4. 1～19. 3. 31)	第 70 期 (19. 4. 1～20. 3. 31)
売 上 高	千円 28,444,063	千円 30,343,090	千円 32,885,672	千円 33,565,752
経 常 利 益	千円 2,275,382	千円 2,789,862	千円 2,444,794	千円 1,002,567
当 期 純 利 益	千円 1,312,243	千円 1,263,253	千円 1,389,522	千円 389,335
1株当たり当期純利益	64円71銭	61円03銭	68円30銭	19円33銭
総 資 産	千円 23,712,057	千円 26,920,471	千円 27,136,768	千円 26,114,531
純 資 産	千円 16,698,789	千円 18,516,339	千円 19,685,844	千円 18,373,018
1株当たり純資産額	822円65銭	911円35銭	967円19銭	918円24銭

(注) 1. 第68期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

6. 重要な子会社等の状況（平成20年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) ヨコオ・ディ・エス	101,000千円	100%	回路検査コネクタの通信販売
(株) ヨコオ通信機材	100,000千円	100	電子部品の製造ならびに販売
(株) ヨコオ精密部品	100,000千円	100	金属部品の製造ならびに販売
(株) ヨコオフラインメカ	100,000千円	100	電子部品の製造ならびに販売
香港友華有限公司	46,800千 香港ドル	100	電子部品および部品資材の販売
YOKOWO (SINGAPORE) PTE. LTD.	1,000千 シンガポールドル	100	電子部品の販売
友華貿易（香港）有限公司	5,000千 香港ドル	100	電子部品の販売
東莞友華電子有限公司	83,676千元	100	電子部品の製造ならびに販売
東莞友華汽車配件有限公司	77,504千元	100	電子部品の製造ならびに販売
東莞友華通信配件有限公司	33,063千元	100	電子部品の製造ならびに販売
YOKOWO ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	6,000千 マレーシアドル	100	電子部品の製造ならびに販売
友華科技股份有限公司	30,000千 台湾ドル	100	電子部品の製造ならびに販売

(注) 東莞友華電子有限公司と東莞友華汽車配件有限公司は当社子会社（香港友華有限公司）による100%間接保有であります。

(2) 重要な関連会社の状況

前連結会計年度末において当社の関連会社であったINFAC-YOKOWO CO., LTD. は、当連結会計年度中に当社が保有する同社株式をすべて売却したため、当社の関連会社ではなくなりました。

7. 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

事業分野	主要製品名
車載通信機器分野	<ul style="list-style-type: none"> ●車載アンテナ・マイクロアンテナ オーディオ用アンテナ 地上波デジタルTV用ダイバシティフィルムアンテナ 自動車電話用アンテナ GPS用アンテナ 多周波複合アンテナ ●車載コンポーネント ガラスアンテナ用アンプ 車載通信機器用ハーネス VICS電波ビーコン用RFユニット 電動式コーナーポール 電波センサー スマートキー ●ERP・ETC通信機器 ERP・ETC路側機、車載器
回路検査用コネクタ分野	<ul style="list-style-type: none"> ●回路検査用コネクタ プリント基板検査用プローブ IC検査用インターコネクティングユニット IC(BGA)検査用ソケット 電子デバイス検査用テストヘッド 実機能検査用クリップコネクタ ウエハ検査用垂直プローブカード ハイギガソケット ●半導体検査用インターポーザ基板 セラミックLTCCインターポーザ基板
無線通信機器分野	<ul style="list-style-type: none"> ●民生用コネクタ 通信機器用脱着スプリングコネクタ 基板間接続スプリングコネクタ 高周波同軸スプリングコネクタ 基板間接続コイルコネクタ 板バネ型コネクタ ●パーソナルコミュニケーションアンテナ 地上波デジタルTV用電子化アンテナ セラミックLTCCアンテナ(GPS、W-LAN、B/T他) セラミックモノブロックアンテナ(GPS、W-LAN、B/T他) セルラーメインアンテナ(シングル/多周波対応アンテナ) ●セラミックLTCC部品 RFモジュール基板(GPS、W-LAN、B/T他) 高周波半導体パッケージ MEMSパッケージ

8. 主要な営業所および工場（平成20年3月31日現在）

(1) 当 社	事 業 所 名	所 在 地
	本 社	東 京 都 北 区
	富 岡 工 場	群 馬 県 富 岡 市
	大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
	中 部 営 業 所	愛 知 県 豊 橋 市
	宇 都 宮 営 業 所	栃 木 県 宇 都 宮 市

(2) 子会社	会 社 名	所 在 地
国 内 販 売 拠 点	株 ヨ コ オ ・ デ ィ ・ エ ス	東 京 都 北 区
国 内 生 産 拠 点	株 ヨ コ オ 電 子 機 材	群 馬 県 富 岡 市
	株 ヨ コ オ 通 信 機 材	群 馬 県 富 岡 市
	株 ヨ コ オ 精 密 部 品	群 馬 県 富 岡 市
	株 ヨ コ オ フ ァ イ ン メ カ	群 馬 県 富 岡 市
海 外 販 売 拠 点	友 華 貿 易 (香 港) 有 限 公 司	香 港
	YOKOWO (SINGAPORE) PTE. LTD.	シ ン ガ ポ ー ル
	YOKOWO KOREA CO., LTD.	韓 国
	YOKOWO AMERICA CORPORATION	ア メ リ カ
	YOKOWO EUROPE LTD.	イ ギ リ ス
海 外 生 産 拠 点	YOKOWO (FRANCE) S. A. S.	フ ラ ン ス
	友 華 科 技 股 份 有 限 公 司	台 湾
	東 莞 友 華 電 子 有 限 公 司	中 国
	東 莞 友 華 汽 車 配 件 有 限 公 司	中 国
	東 莞 友 華 通 信 配 件 有 限 公 司	中 国
	YOKOWO ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	マ レ ー シ ア
海 外 生 産 資 材 供 給 拠 点	YOKOWO MANUFACTURING OF AMERICA LLC	ア メ リ カ
	香 港 友 華 有 限 公 司	香 港
物 流 管 理 業 務	株 ヨ コ オ 配 送 セ ン タ ー	群 馬 県 富 岡 市
人 材 派 遣 ・ 紹 介 業 務	株 ユ ア ー コ ン サ ル テ ィ ン グ	東 京 都 北 区

9. 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数（前期比）
車載通信機器	2,402名（+243名）
回路検査用コネクタ	420名（△85名）
無線通信機器	752名（△143名）
全社共通	518名（△127名）
合計	4,092名（△112名）

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
555名	+9名	37.5歳	10.5年

(注) 従業員数は就業人員であります。

10. 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社群馬銀行	700,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000
株式会社みずほコーポレート銀行	200,000
株式会社りそな銀行	200,000
合計	1,300,000

II. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 40,000,000株
2. 発行済株式の総数 20,849,878株（うち自己株式 840,966株）
3. 株主数 6,902名
4. 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 群 馬 銀 行	990千株	4.9%
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー	816	4.0
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	772	3.8
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	715	3.5
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	693	3.4
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	659	3.2
ヨ コ オ 取 引 先 持 株 会	487	2.4
徳 間 敬 太 郎	482	2.4
ニ チ コ ン 株 式 会 社	454	2.2
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	450	2.2

- (注) 1. 当社は自己株式を840千株保有していますが、上記の大株主からは除外しています。
2. 上記の出資比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出し、小数点以下第2位以下を切り捨てて表示しています。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

平成14年9月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- (1) 新株予約権の数
820個（新株予約権1個につき100株）
- (2) 新株予約権の目的である株式の数
82,000株
- (3) 新株予約権の払込金額
無償
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 78,100円（1株当たり 781円）
- (5) 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
1株当たり781円のうち391円を資本金に、残る390円を資本準備金に組み入れる。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成16年7月1日から平成20年6月30日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員の地位を有していることを要する。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、その権利は消滅する。
 - ③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
 - ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
- (8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	100個	10,000株	2名

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	徳 間 順 一	
取締役副会長	林 正 弘	
取締役副会長	柳 沢 和 介	
代表取締役	徳 間 孝 之	執行役員社長
常勤監査役	茂 木 徳 栄	
監査役	小 川 榮 吉	京橋小川法律事務所 弁護士
監査役	清 水 正 行	㈱日本コンサルタントグループ 代表取締役社長

- (注) 1. 監査役 小川榮吉氏および監査役 清水正行氏は、社外監査役であります。
2. 上記以外に、当事業年度に係る会社役員の重要な兼職はありません。
3. 監査役 茂木徳栄氏は、当社の経理部門において決算業務に長年従事したほか、担当取締役として同部門を指揮・統轄した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4名	192,600千円
監 査 役	3名	35,775千円
合 計	7名	228,375千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第53期定時株主総会において年額2億8,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の第49期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会において退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いただき、役員退職慰労金の金額を確定いたしました。その支給につきましては、同総会后においても在任する役員の場合、将来退任時に行うこととしております。当事業年度においては、平成19年6月28日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、6,260千円を支給いたしました。

3. 社外役員に関する事項

- (1) 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

監査役 清水正行氏は、株式会社日本コンサルタントグループの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に、社員研修に関する取引関係があります。

- (2) 他の会社の社外役員の兼任状況

該当する事項はありません。

- (3) 当事業年度における主な活動状況

監査役 小川榮吉氏は、当事業年度に開催した当社取締役会11回のうち5回に、監査役会については11回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から助言・提言を行っております。

監査役 清水正行氏は、当事業年度に開催した当社取締役会11回のうち5回に、監査役会については11回すべてに出席し、企業経営に精通したコンサルタントの観点から助言・提言を行っております。

- (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第35条第2項に基づき、各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

- (5) 社外監査役に支払った報酬等の総額

社外監査役 2名 3,600千円

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、以下の会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

香港友華有限公司

東莞友華汽車配件有限公司

YOKOWO (SINGAPORE) PTE. LTD.

東莞友華通信配件有限公司

友華貿易(香港)有限公司

YOKOWO ELECTRONICS (M) SDN. BHD.

東莞友華電子有限公司

友華科技股份有限公司

3. 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制システム構築にあたり、あずさ監査法人より、平成19年10月1日から平成20年3月31日までを契約期間としてコンサルティングを受けました。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、会社法および金融商品取引法ならびにそれらの関係法令等に基づき、以下のとおり内部統制システムを構築し、すべての取締役、監査役ならびに使用人が、法令を遵守し公正でかつ透明性の高い企業活動を行うことを徹底する。併せて、企業価値の極大化を目指し、あらゆるステークホルダーの利益の最大化の実現に努力する。

【体制の整備】

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、「倫理行動規程」および「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に周知徹底し、定着に努める。
 - (2) 取締役は、「内部通報規程」を定めて内部通報制度を整備し、法令、定款または関連規程に反する行為の早期発見および是正に努める。
 - (3) 取締役は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度をとり、一切関係を持たないことを、「倫理行動規程」に明確に定めて全役職員に周知徹底する。不当な要求を受けた場合は、取締役・監査役の指揮の下、対応窓口部署が警察署・弁護士等専門機関と緊密に連携して、これを断固として排除する。
 - (4) 取締役は、各部門の業務プロセス等を監査し不正の発見・防止およびプロセスの改善を指導する部署として、内部監査室を設置する。
2. 財務報告の信頼性を確保するための体制
代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、その監査、運用評価および不備是正については内部監査室がその任にあたる。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役は、その職務執行に係る情報について、法令ならびに「文書管理規程」に基づき適切に保存する。取締役および監査役はこれらの文書を随時閲覧できるものとする。
 - (2) 取締役は、情報の保存および管理の適切性を維持するため、情報セキュリティ管理責任者の任命を始めとして、各組織における責任者を決定し、組織的、体系的に情報の保持および管理を行うとともに、保存および管理状況について、定期的にモニタリングを行う。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) より安定的で円滑な事業活動のため、多様化する損失の危険（リスク）についての把握・分析・計画策定・実行・評価・改善・レビューを行う「リスクマネジメントシステム（RMS）」を構築・整備する。

- (2) 「リスク管理規程」においてリスクマネジメント方針およびリスクマネジメント行動指針を定め、RMSの継続的向上に努める。
 - (3) リスク管理委員会を設置し、執行役員社長が委員長を、人事総務部が事務局を務める。また、各本部および各事業部にリスク管理責任者を、各部署にリスク管理推進委員を配置して、全社的運用を行う。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役は、企業ビジョン、中期経営計画、年度経営計画を承認し、その進捗状況を定期的に評価し、それをもとに資源再配分等経営戦略の意思決定を行う。
 - (2) 取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の職務執行状況の監督を行う。
 - (3) 事業部制をベースとした執行役員制により、執行役員の職務分掌および責任、権限を明確に定め、執行役員社長以下の執行役員に権限を委譲し、意思決定および職務執行の効率化、迅速化を行う。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 監査役は、連結子会社を含めた企業集団について、「連結子会社監査基準」に基づき監査・改善・指導を行い連結子会社のガバナンスが確保できる体制とする。
 - (2) 当社は、連結子会社における内部統制の実効性を高めるために必要な施策、指導および支援を行う。
 - (3) 当社内部監査室は、当社および連結子会社の内部監査を定期的実施し、その結果を当社取締役会および連結子会社社長に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役が職務を補助すべき使用人を必要とした場合には、内部監査室に監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。
 - (2) 監査役は職務を補助する使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会、その他の重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況等重要事項について定期的に報告を求めるとともに、必要な情報の交換を行う。
 - (2) 前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
 - (3) 取締役および使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当社および連結子会社経営に重大な影響を及ぼす事項の発生または発生するおそれが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。
 - (4) 監査役は、代表取締役と定期的に、監査上の重要課題について意見交換を行う。

- (5) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
- (6) 監査役は、会計監査人と定期的に情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に説明・報告を求める。

Ⅶ. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年8月6日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第127条に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決議いたしました。その内容および、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みにつきましては、次のとおりであります。

1. 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社および当社グループは、「常に時代の先駆者でありたい」という創立以来の理念のもと、めまぐるしく変化する情報通信業界の中で、「アンテナスペシャリスト」と「ファインコネクタスペシャリスト」という2つの顔を持ち、主要市場分野である自動車市場・携帯電話市場・半導体検査市場向けに当社独自の先進技術力を駆使し、革新的な先端製品を数多く供給してまいりました。このことにより、上記基本方針に示したとおりステークホルダーの皆様
の利益・幸福を希求してまいりました。

当社および当社グループは、企業価値のさらなる向上を目指し、中期経営基本目標である「ミニマム8（エイト）」（売上高経常利益率・自己資本利益率・売上高成長率を8%以上確保する）を設定しこれを確実に達成するべく、以下の経営の基本方針のもとに、さらなる事業拡大と収益力向上に取り組んでまいります。これらの取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

<経営の基本方針>

- 「品質第一主義」に徹し、最高品質と環境負荷物質ゼロ化により、「ヨコオ品質ブランド」を確立する
 - 「技術立脚企業」として、アンテナ・マイクロウェーブ・セラミック・微細精密加工技術をさらに強化・革新するとともに、製品の付加価値向上に貢献する新技術を積極的に導入し活用する
 - 「事業構造・製品構造の革新」、「事業運営システムの革新」、「人材の革新」の3つの革新を推進することにより、「進化経営」を具現化する
3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年8月6日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議するとともに、平成20年6月開催の当社定時株主総会（すなわち本総会）に本プランの導入に関する承認議案を付議することを決定いたしました。

4. 本プランについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会といたしましては、本プランは以下の点を満たしていることから基本方針に適ったものであり、したがって、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること
- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- (3) 株主意思を重視するものであること
- (4) 合理的な客観的発動要件の設定
- (5) 第三者専門家の意見の取得
- (6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、本プランの内容につきましては、招集ご通知に添付の株主総会参考書類46頁から59頁をご参照ください。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	の 部	負 債 の 部	の 部
流 動 資 産	15,240,985	流 動 負 債	7,101,290
現金及び預金	2,784,379	支払手形及び買掛金	4,266,446
受取手形及び売掛金	7,963,850	短期借入金	1,300,000
有価証券	43,794	未払費用	349,902
たな卸資産	3,383,688	未払法人税等	229,524
繰延税金資産	262,314	賞与引当金	356,531
その他	834,480	その他	598,885
貸倒引当金	△31,522	固 定 負 債	640,221
固 定 資 産	10,873,545	退職給付引当金	189,975
有 形 固 定 資 産	7,255,186	繰延税金負債	41,656
建物及び構築物	2,096,950	長期未払金	408,590
機械装置及び運搬具	2,710,536	負 債 合 計	7,741,512
工具器具備品	1,630,797	純 資 産 の 部	
土地	808,467	株 主 資 本	18,685,991
建設仮勘定	8,434	資本金	3,996,269
無 形 固 定 資 産	339,074	資本剰余金	3,981,928
その他	339,074	利益剰余金	11,697,612
投 資 そ の 他 の 資 産	3,279,284	自己株式	△989,819
投資有価証券	2,295,651	評価・換算差額等	△312,972
繰延税金資産	283,202	その他有価証券評価差額金	△177,037
その他	700,430	為替換算調整勘定	△135,934
資 産 合 計	26,114,531	純 資 産 合 計	18,373,018
		負 債 純 資 産 合 計	26,114,531

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	33,565,752
売上原価	25,311,702
売上総利益	8,254,049
販売費及び一般管理費	6,768,403
営業利益	1,485,646
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	79,673
持分法による投資利益	32,881
その他	44,963
営業外費用	
支払利息	27,139
為替差損	593,308
その他	20,149
経常利益	1,002,567
特別利益	
固定資産売却益	4,216
投資有価証券売却益	118,274
関係会社株式売却益	151,426
その他	5,171
特別損失	
固定資産除却損	17,273
固定資産売却損	3,428
投資有価証券売却損	4,965
投資有価証券評価損	251,434
その他	2,440
税金等調整前当期純利益	279,543
法人税、住民税及び事業税	514,213
法人税等還付額	△41,000
過年度法人税等調整額	51,546
法人税等調整額	88,017
当期純利益	612,777
	389,335

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
平成19年3月31日残高	3,996,269	3,981,928	11,674,333	△617,006	19,035,524
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△363,264		△363,264
当期純利益			389,335		389,335
自己株式の取得				△380,317	△380,317
自己株式の処分			△2,790	7,504	4,713
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	23,279	△372,812	△349,533
平成20年3月31日残高	3,996,269	3,981,928	11,697,612	△989,819	18,685,991

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成19年3月31日残高	293,892	356,427	650,319	19,685,844
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△363,264
当期純利益				389,335
自己株式の取得				△380,317
自己株式の処分				4,713
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△470,930	△492,361	△963,292	△963,292
連結会計年度中の変動額合計	△470,930	△492,361	△963,292	△1,312,825
平成20年3月31日残高	△177,037	△135,934	△312,972	18,373,018

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 22社
- ・主要な連結子会社の名称は、「事業報告」の「I. 企業集団の現況に関する事項 6. 重要な子会社等の状況」に記載のとおりであります。
なお、YOKOWO (THAILAND) CO., LTD. については、当連結会計年度に新たに設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 0社
- ・なお、INFAC-YOKOWO CO., LTD. については、保有株式を売却したことにより持分法適用の範囲から除いておりますが、売却までの損益は持分法を適用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である東莞友華電子有限公司、東莞友華汽車配件有限公司、東莞友華通信配件有限公司、東莞達城電子精密配件有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

- a. 製品・仕掛品 主として総平均法に基づく原価法によっております。
- b. 原材料 主として月次総平均法に基づく原価法によっております。
- c. その他のたな卸資産 主として最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

原則として定率法を採用しております。
ただし、平成19年3月31日以前に取得したものについては、旧定率法を採用しております。
また、建物（建物附属設備を除く）については平成10年4月1日以降に取得したものについては旧定額法を、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法を採用しております。
また、一部の連結子会社では定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	5年～10年
工具器具備品	2年～7年

(会計方針の変更)

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日 法律第6号）」および「法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日 政令第83号）」に伴い、当連結会計年度から、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ29,948千円減少しております。

(追加情報)

当社および国内連結子会社は、当連結会計年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ16,568千円減少しております。

② 無形固定資産

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a. 一般債権 …………… 貸倒実績率法によっております。

b. 貸倒懸念債権および破産更生債権等 … 財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、計算の結果、当連結会計年度においては当社の退職給付引当金が借方残高となったため前払年金費用として423,445千円を投資その他の資産の「その他」に含めて計上しているほか、連結子会社における金額を「退職給付引当金」として固定負債に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。

- (4) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
為替予約についてヘッジ会計の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 外貨建金銭債権債務
 - ③ ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引について振当処理を行っているため、有効性の判定を省略しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 消費税および地方消費税は税抜方式によっております。
5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,154,332千円
 2. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|--------------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 1,800,000千円 |
| 借入実行残高 | 一千円 |
| <u>差引額</u> | <u>1,800,000千円</u> |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	20,849千株	一千株	一千株	20,849千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	496千株	350千株	6千株	840千株

- (注) 自己株式の数の増加は単元未満株式の買取りおよび取締役会決議に基づく市場買付けによるものであります。一方、減少は単元未満株式の売渡しおよび新株予約権の行使に伴う新株発行への自己株式の充当によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

- ① 平成19年6月28日開催の第69期定時株主総会決議による配当に関する事項
- ・株式の種類 普通株式
 - ・配当金の総額 183,182千円
 - ・1株当たり配当額 9円
 - ・基準日 平成19年3月31日
 - ・効力発生日 平成19年6月29日
- ② 平成19年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項
- ・株式の種類 普通株式
 - ・配当金の総額 180,082千円
 - ・1株当たり配当額 9円
 - ・基準日 平成19年9月30日
 - ・効力発生日 平成19年12月10日
- ③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
平成20年6月27日開催の第70期定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- ・株式の種類 普通株式
 - ・配当金の総額 180,080千円
 - ・配当の原資 利益剰余金
 - ・1株当たり配当額 9円
 - ・基準日 平成20年3月31日
 - ・効力発生日 平成20年6月30日

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成14年9月25日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	82,000株
新株予約権の残高	820個

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 918円24銭
2. 1株当たり当期純利益 19円33銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	12,297,859	流動負債	7,046,381
現金及び預金	1,329,711	支払手形	2,738,360
受取手形	552,746	買掛金	1,668,393
売掛金	5,856,725	短期借入金	1,860,100
製品	345,322	未払金	268,888
仕掛品	520,407	未払費用	152,307
前払費用	47,014	預り金	65,961
繰延税金資産	127,647	賞与引当金	282,000
関係会社短期貸付金	1,510,662	設備関係支払手形	10,270
未収入金	1,557,697	その他	99
未収消費税等	299,660	固定負債	408,590
その他	158,263	長期未払金	408,590
貸倒引当金	△8,000	負債合計	7,454,971
固定資産	9,096,426	純資産	の部
有形固定資産	2,659,065	株主資本	14,116,351
建物及び構築物	1,173,346	資本金	3,996,269
機械及び装置	291,790	資本剰余金	3,981,928
車両運搬具	1,509	資本準備金	3,981,928
工具器具備品	547,925	利益剰余金	7,127,973
土地	644,492	利益準備金	335,837
無形固定資産	323,791	その他利益剰余金	6,792,136
ソフトウェア	320,343	退職給与積立金	83,000
その他	3,447	固定資産圧縮積立金	4,293
投資その他の資産	6,113,569	特別償却準備金	472
投資有価証券	2,295,651	別途積立金	6,530,000
関係会社株式	3,013,246	繰越利益剰余金	174,370
繰延税金資産	200,701	自己株式	△989,819
前払年金費用	423,445	評価・換算差額等	△177,037
その他	180,523	その他有価証券評価差額金	△177,037
資産合計	21,394,285	純資産合計	13,939,313
		負債純資産合計	21,394,285

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		25,355,531
売 上 原 価		21,428,459
売 上 総 利 益		3,927,071
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,902,929
営 業 利 益		24,142
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	652,842	
そ の 他	32,945	685,788
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,367	
為 替 差 損	354,128	
そ の 他	10,601	392,098
経 常 利 益		317,832
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,703	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	118,274	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	243,327	364,304
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	3,930	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4,965	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	251,434	260,330
税 引 前 当 期 純 利 益		421,805
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14,000	
法 人 税 等 還 付 額	△41,000	
過 年 度 法 人 税 等	40,000	
法 人 税 等 調 整 額	85,994	98,994
当 期 純 利 益		322,811

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本等変動計算書										
	資本金	株		主 資 余 金						自己株式	株主資本計
		資本剰余金	利	益 剰 余 金							
資本準備金	利益準備金	退職給与積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計				
平成19年3月31日残高	3,996,269	3,981,928	335,837	83,000	6,794	1,378	5,970,000	774,207	7,171,217	△617,006	14,532,408
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩し					△2,500			2,500	—		—
特別償却準備金の取崩し						△905		905	—		—
別途積立金の積立て							560,000	△560,000	—		—
剰余金の配当								△363,264	△363,264		△363,264
当期純利益								322,811	322,811		322,811
自己株式の取得									—	△380,317	△380,317
自己株式の処分								△2,790	△2,790	7,504	4,713
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									—		—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△2,500	△905	560,000	△599,837	△43,243	△372,812	△416,056
平成20年3月31日残高	3,996,269	3,981,928	335,837	83,000	4,293	472	6,530,000	174,370	7,127,973	△989,819	14,116,351

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成19年3月31日残高	293,892	14,826,300
事業年度中の変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩し		—
特別償却準備金の取崩し		—
別途積立金の積立て		—
剰余金の配当		△363,264
当期純利益		322,811
自己株式の取得		△380,317
自己株式の処分		4,713
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△470,930	△470,930
事業年度中の変動額合計	△470,930	△886,986
平成20年3月31日残高	△177,037	13,939,313

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

イ. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

製品および仕掛品

総平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、旧定率法を採用しております。

また、建物（建物附属設備を除く）については平成10年4月1日以降に取得したものについては旧定額法を、平成19年4月1日以降に取得したものについては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械及び装置 10年

工具器具備品 2年～5年

(会計方針の変更)

法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日 法律第6号）」および「法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日 政令第83号）」）に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ24,016千円減少しております。

(追加情報)

当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ12,492千円減少しております。

(2) 無形固定資産（ソフトウェア）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権 …………… 貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権および破産更生債権等 … 財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、計算の結果、当事業年度末においては当社の退職給付引当金が借方残高となったため前払年金費用として423,445千円を投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から費用処理しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,177,986千円 |
| 2. 保証債務 | |
| YOKOWO (FRANCE) S. A. S. への家賃保証 | 3,798千円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債権 | 4,007,702千円 |
| 4. 関係会社に対する短期金銭債務 | 2,013,806千円 |
| 5. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 | |
| 貸出コミットメントの総額 | 1,800,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 |
| 差引額 | 1,800,000千円 |
| 6. 金額は、千円未満を切捨て表示しております。 | |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 1. 関係会社との取引高の総額 | |
| 営業取引による取引高の総額 | |
| 売上高 | 5,854,347千円 |
| 仕入高 | 19,575,663千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 278,359千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高の総額 | 610,118千円 |
| 2. 金額は、千円未満を切捨て表示しております。 | |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	496千株	350千株	6千株	840千株

(注) 自己株式の数の増加は単元未満株式の買取りおよび取締役会決議に基づく市場買付けによるものであり、減少は単元未満株式の売渡しおよび新株予約権の行使に伴う新株発行への自己株式の充当によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金繰入限度超過額	2,506千円
賞与引当金損金算入限度超過額	114,745千円
減価償却費超過額	27,266千円
長期未払金否認	166,255千円
投資有価証券評価損否認	102,308千円
施設利用会員権評価損否認	4,557千円
繰越外国税額控除	9,824千円
減損損失否認	10,172千円
その他有価証券評価差額金	121,458千円
その他	17,670千円
繰延税金資産小計	576,764千円
評価性引当額	△140,876千円
繰延税金資産合計	435,888千円

(繰延税金負債)

特別償却準備金	△472千円
圧縮積立金	△2,945千円
前払年金費用	△99,311千円
その他	△4,809千円
繰延税金負債合計	△107,539千円
差引：繰延税金資産の純額	328,349千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

区 分	取 得 価 額 相 当 額	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	期 末 残 高 相 当 額
機 械 及 び 装 置	268,984千円	135,447千円	133,536千円
工 具 器 具 備 品	227,360	142,223	85,136
ソ フ ト ウ ェ ア	271,290	139,863	131,426
合 計	767,635	417,534	350,100

2. 事業年度の末日における未経過リース料相当額等

1年内	130,510千円
1年超	222,730千円
合計	353,240千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	169,452千円
減価償却費相当額	162,022千円
支払利息相当額	12,895千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員および個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金は 出資	事業の容 業は職	議決権等 の所有 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員等 の兼任	事業上 の関				
役員お よびそ の近親 者	清水正行	—	—	当社監査役 日本コンサル タントグループ 代表取締役	—	—	—	研修費等の 支出	12,694	未払金	1,077
	小川晃司 (当社監査 役小川榮吉 の次男)	—	—	弁護士	—	—	—	顧問弁護士	1,200	—	—
	中条すみ子 (当社監査 役茂木徳栄 の姉)	—	—	(株)エラック 代表取締役	—	—	—	外注加工 委託	9,526	支払手形 買掛金	2,500 1,042

(注) 取引条件および取引条件の決定方針

一般的取引条件と同様に決定しております。

なお、上記の表における取引金額のうち、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容及び職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員等の兼任	事業上の関係				
子会社	(株)ヨコオ電子機材	群馬県富岡市	100,000千円	無線通信機器の製造並びに販売	直接100	無	部品の販売及び製品の購入	貸付の回収	20,000	関係会社短期貸付金	290,000
	(株)ヨコオ通信機材	群馬県富岡市	100,000千円	車載通信機器の製造並びに販売	直接100	無	部品の販売及び製品の購入	製品の購入	3,670,486	買掛金	70,150
	YOKOWO MANUFACTURING OF AMERICA LLC	HILLIARD OHIO, U.S.A.	500,000米ドル	車載通信機器の製造並びに販売	直接—間接100	無	材料、部品の販売及び製品の購入	ロイヤリティの受取、材料・部品の販売	1,377,892	売掛金	359,573
	YOKOWO ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	KULIM INDUSTRIAL ESTATE, KEDAH MALAYSIA	6,000千マレーシアドル	全事業部門製品の製造並びに販売	直接100	無	材料・部品の販売及び製品の購入	材料の有償支給	812,956	未収入金	333,947
	香港友華有限公司	KOWLOON HONG KONG	46,800千香港ドル	車載通信機器・無線通信機器の販売	直接100	無	部品の販売及び製品の購入	材料の有償支給	5,338,173	未収入金	721,289
								資金の貸付	—	関係会社短期貸付金	928,958
								製品の購入	10,767,627	買掛金	447,900
	友華貿易(香港)有限公司	KOWLOON HONG KONG	5,000千香港ドル	車載通信機器・無線通信機器・回路検査コネクタの販売	直接100	無	製品の販売	貸付の回収	32,473	関係会社短期貸付金	282,163
東莞友華汽车配件有限公司	中華人民共和国広東省東莞市	77,504千円	車載通信機器の製造並びに販売	直接—間接100	無	部品の販売及び製品の購入	ロイヤリティの受取及び部品の販売	282,107	売掛金	308,230	

(注) 取引条件および取引条件の決定方針

一般的取引条件と同様に決定しております。

なお、上記の表における取引金額のうち、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 696円66銭
- 1株当たり当期純利益 16円02銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

株式会社 ヨコオ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 若 林 博 史 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高 田 重 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨコオの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨコオ及びその連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

株式会社 ヨコオ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 林 博 史 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 田 重 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨコオの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月12日

株式会社 ヨコオ 監査役会
常勤監査役 茂 木 徳 栄 ㊟
社外監査役 小 川 榮 吉 ㊟
社外監査役 清 水 正 行 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する利益還元の充実を経営上の重要課題の一つと位置づけ、各事業年度の配当につきましては、成長事業分野に対する生産設備、新規事業に対する技術開発投資および市場開拓投資のための内部留保を勘案しつつ、安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金9円 総額 180,080,208円

なお、中間配当金として9円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株当たり18円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 20,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 20,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、平成19年8月6日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」について決議するとともに、平成20年6月開催の当社定時株主総会すなわち本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入について決定いたしました。

つきましては、かかる買収防衛策の導入・改定・廃止等に関する事項を株主総会における決議事項として明確に規定するため、関連規定を定款に追加いたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (新 設)</p>	<p>第3章 株主総会 <u>(決議事項)</u></p> <p>第19条 「<u>当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針</u>」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防ぐための対応策（以下「<u>買収防衛策</u>」という。）の導入、継続および改定については、株主総会の決議により行う。</p> <p>② 前項の買収防衛策の廃止は、株主総会または取締役会の決議により行う。</p> <p>③ 前2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>第19条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第20条～第44条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	所有する当社株式の数
1	徳間 順一 (昭和14年12月3日生)	昭和36年2月 当社入社 昭和51年6月 当社取締役 昭和57年6月 当社常務取締役 昭和61年6月 当社専務取締役 平成3年6月 当社取締役副社長 平成5年6月 当社代表取締役社長 平成16年4月 当社代表取締役会長（現任）	281,885株
2	柳沢 和介 (昭和17年8月29日生)	昭和60年4月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役 平成3年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役副社長 平成18年6月 当社代表取締役兼執行役員副社長 平成19年4月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役副会長（現任）	53,029株
3	徳間 孝之 (昭和29年6月13日生)	昭和63年8月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社常務取締役 平成16年12月 当社常務取締役アンテナシステムカンパニープレジデント 平成18年6月 当社取締役兼執行役員常務アンテナシステムカンパニープレジデント 平成19年4月 当社代表取締役兼執行役員社長（現任）	82,991株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 茂木徳栄、清水正行の両氏が辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。下記2名の監査役候補者は辞任する監査役の補欠として推薦するものであり、両候補者が選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、いずれも平成22年6月開催予定の当社第72期定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	所有する当社株式の数
1	ましも やすし 真下泰史 (昭和32年8月1日生)	平成元年6月 当社入社 平成17年4月 当社経理部長 平成18年4月 当社広報・株式部長 平成20年4月 当社内部監査室部長(現任)	9,555株
2	かわしま まさ たか 川島正孝 (昭和20年11月1日生)	昭和44年4月 ソニー株式会社入社 平成2年4月 同社経理グループ経理部統括部長 平成12年12月 同社副理事 兼 経理部統括部長 平成16年7月 同社コーポレート エグゼクティブ SVP (現 業務執行役員) 内部監査担当 平成19年6月 同社退社(現在に至る)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川島正孝氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および責任限定契約について
(1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性

- ① 川島正孝氏は、ソニー株式会社にて主として経理・財務・内部監査業務に携わり統轄した経験を有しております。当社といたしましては、同氏に、これまでの経験を活かして当社グループの経営全般の監視・監査を行っていただきたいと考えており、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ② 同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第18号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- ③ 同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間において受けていたこともありません。

- ④ 同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外監査役候補者である川島正孝氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。詳細は提供書面19頁をご参照ください。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）」を導入することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

1. 本プランの要旨

(1) 本プランの導入目的と必要性

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかについて、株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉を行うことを可能とすること、および大規模買付ルールが遵守された場合および大規模買付ルールが遵守されなかった場合につき、基本方針に即した一定の対応方針を定める必要があると考えております。このため、当社取締役会は、平成20年6月開催の当社定時株主総会すなわち本総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの導入を決定いたしました。

(2) 大規模買付ルールの設定

本プランにおいては、当社発行済株式数の20%以上の株式を取得しようとする買付者等（以下「買付者等」といいます。）が遵守すべき「大規模買付ルール」（以下「本ルール」といいます。）として、株主の皆様が検討するうえで必要な情報の提供と時間の確保を求めるとしております。

(3) 株主意思確認手続と対抗措置発動

買付者等が本ルールを遵守し、当社取締役会が検討の結果当該買付者等による買付提案に反対する場合は、対抗措置（新株予約権の無償割当て等）の発動について株主の皆様の意思を確認する手続（株主総会等）を実施することとしておりますが、当該買付提案が企業価値の最大化に資すると当社取締役会が賛同する場合は、対抗措置の発動は行いません。反対に、本ルールが遵守されなかった場合や、本ルールは遵守されているが当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものであると合理的に判断される場合は、株主様の意思を確認する手続を経ずに取締役会決議のみによって対抗措置を発動することがあります。

(4) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

(5) 本プランの変更・廃止

本プランの変更については、上記有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議により行うことができます。

一方、廃止については、本プランを廃止する旨の当社株主総会の決議によって行うことができるほか、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会における決議によっても行うことができるものとします。

2. 本プランの内容

本プランの詳細につきましては、平成19年8月6日公表の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」の「2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）」をご参照ください。

（当社ウェブサイト <http://www.yokowo.co.jp/ir/release/2007.shtml>）

(1) 本プランの導入目的と必要性

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかについて、株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉を行うことを可能とすること、および大規模買付ルールが遵守された場合および大規模買付ルールが遵守されなかった場合につき、基本方針に即した一定の対応方針を定める必要があると考えております。このため、当社取締役会は、平成20年6月開催の定時株主総会すなわち本総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの導入を決定いたしました。

なお、平成20年3月31日現在における当社大株主の状況は、提供書面12頁「Ⅱ. 会社の株式に関する事項」の「4. 大株主」に記載のとおりです。また、当社は現時点において当社株式の大規模買付等に係る提案を受けているわけではありません。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株式の買付またはこれに類似する行為（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うこととします。

①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

②当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

①買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、株券等の所有状況および取引状況等を含みます。）

②買付等をする株券等の種類、買付等の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、買付等の対価の価格・種類、買付予定の株券等の数および買付等を行った後における株券等所有割合、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます。）

- ③買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定の経緯、算定に用いた数値情報および買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
 - ④買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑤買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - ⑥買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
 - ⑦当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑧その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
- (c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会による検討作業

買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は、原則として60日間を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は原則として90日間を超えない検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定し速やかに開示します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において買付者等から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による買付等の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。買付者等は、取締役会検討期間において、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

②株主およびステークホルダーに対する情報開示

取締役会検討期間において、当社取締役会は、買付者等から買付等に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況および当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。また、必要に応じて、買付者等との交渉を行い、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(3) 買付等が行われた場合の対応方針

- (a) 買付者等が、上記(2)「本プランの発動に係る手続」 (b) に定める情報提供および取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しない買付等である場合

当社取締役会は、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」にその

概要が記載される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を発動し、買付等に対抗することがあります。

(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、下記（４）「株主意思の確認手続」に記載のとおり、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認を実施します。

ただし、下記（i）と（ii）に該当する場合は、その限りではありません。

(i) 大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値および株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合

当社取締役会は、仮に当該買付等に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は否定しないものの、原則として、買付等に対する対抗措置の発動は行いません。買付等に応じるか否かは、株主の皆様が当該買付等の提案内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等を踏まえ、ご判断いただくこととなります。

(ii) 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該買付等が当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合

当社取締役会は、当該買付等が以下の①から⑤の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考え、当社企業価値および株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、株主意思確認総会を経ることなく本新株予約権の無償割当て等を実施することがあります。

①株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

⑤強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主様に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(4) 株主意思の確認手続

当社は、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。ただし、上記(3)「買付等が行われた場合の対応方針」(b)(i)「大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値および株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合」、または、同(ii)「大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該買付等が当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合」には、株主意思の確認手続は行われません。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、議決権を行使できる株主様を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主様は、投票基準日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主様とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、取締役会検討期間が満了した後、関係法令および証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、①採るべき対抗措置の内容および②株主意思の確認を株主意思確認総会または書面投票のいずれによって行うのかについて決定するものとします。株主意思確認総会における投票の場合、決議は総株主の投票権の3分の1以上を有する株主様が出席し、その投票権の過半数をもって行うものとします。書面投票による場合、決議は総株主の投票権の3分の1以上を有する株主様が投票を行い、その投票権の過半数をもって行うものとします。株主意思の確認手続において、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られた場合は、株主様による本対抗措置発動への賛同があったものとします。

なお、買付者等が大規模買付ルールを遵守し、株主意思確認の手続が開始された場合であっても、株主意思の確認が完了するまでの間に、買付等が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反するものと判明したときは、当社取締役会は、いつでも株主意思確認の手続を中止し、買付等に對抗することができるものとします。

(5) 買付等の開始

本プランにおいては、買付者等は、次の(i)および(ii)の場合に買付等を開始できるものとします。

(i) 当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決定した場合

上記2.(3)「買付等が行われた場合の対応方針」(b)(i)「大規模ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値および株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合」に記載のとおり、当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決定した場合、当該決定日の翌営業日から、買付者等は買付等を開始することができるものとします。

(ii) 株主意思確認総会または書面投票において、対抗措置発動の承認を求める議案が否決された場合

上記2.(4)「株主意思の確認手続」に記載の株主意思確認総会または書面投票において、対抗措置発動の承認を求める議案が否決された場合、当該株主意思確認総会日または書面投票日の翌営業日から、買付者等は買付等を開始することができるものとします。

なお、上記に反して買付者等が買付等を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を発動することができるものとします。

(6) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき発動する対抗措置として、新株予約権無償割当てを実施する場合、その概要は、以下のとおりとします。なお、本新株予約権の詳細については、別紙2「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は金1円以上とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者

(ii) 特定大量保有者の共同保有者

(iii) 特定大量買付者

(iv) 特定大量買付者の特別関係者

(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します）

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記(i)のとおり、当社

による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細は別紙2「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、当社取締役会が対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、本新株予約権の効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の効力発生日後は行使期間の初日の前日までの間、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。
- ③ 特定買付者等有する本新株予約権を取得するときは、これと引き換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債もしくは新株予約権付社債その他の財産、または当該新株予約権に代わる新たな新株予約権（これらの全部または一部を当社普通株式に代えることもあり得る）を交付する旨の定めを設ける場合があります。

なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については、別紙2「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(7) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成19年8月6日から平成20年6月開催の定時株主総会（すなわち本総会）終結の時までとし、同総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長するものとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令、もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記2. (7)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本総会において承認の決議がなされることを条件として導入されるものです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

さらに、大規模買付ルールに従った買付等が行われた場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (2)「本プランの発動に係る手続」および同(3)「買付等が行われた場合の対応方針」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記2. (2)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (7)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。

前述の2. (3)「買付等が行われた場合の対応方針」において述べたように、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会または株主意思確認総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において記述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記2. (6)「本新株予約権の無償割当ての概要」(i)に記載したとおり、当社は本新株予約権の効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権が無償にて割当てられるので、株主

の皆様においては、速やかに株式の名義書換手続を行う必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

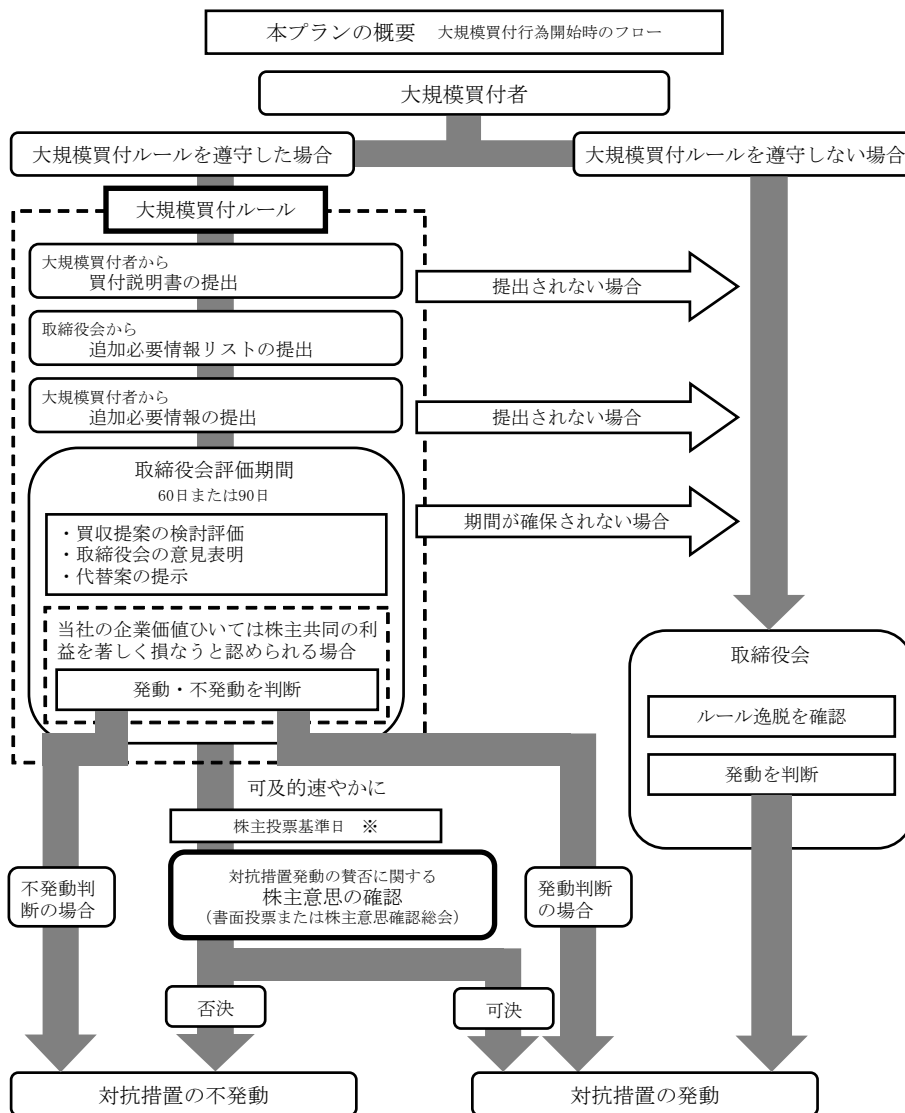
当社は、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり金 1 円以上を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上



※ 株主投票基準日の公告は、当該基準日の遅くとも2週間前までに行うものとします。

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」といいます。）の内容は下記Ⅱ. に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

II. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1 株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整結果の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行いません。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

② 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用します。

③ 上記①に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数（ただし、当社の有する当社株式の数を除きます）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとします。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

① 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格（下記②に定義されます。）に対象株式を乗じた価格とします。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価格（以下「行使価格」といいます。）は金 1 円以上とし、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とします。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし下記(6)②の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

(4) 新株予約権の行使条件

- ①(i) 特定大量保有者（当社が発行者である株式等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。）、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「特定買付者等」といいます。）は、新株予約権を行使することができません。
- ② 上記①にかかわらず、下記(a)ないし(d)の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- (a) 当社、当社の子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第3項に定義されます。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義されます。）
- (b) 当社を支配する意図がなく特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者に該当しなくなった者
- (c) 当社による自己株式取得その他の理由により、自己の意思によることなく、特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。）
- (d) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。）
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行もしくは(ii) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含みます。）の充足、または(iii) その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称します。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役

会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたとき当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負いません。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

- ④上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引 (ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとします。) によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
 - ⑤新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
 - ⑥新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。
- (5) 新株予約権の譲渡制限
- ①新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
 - ②新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)③の規定により新株予約権を行使することができない者 (特定買付者等を除きます。) であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記①の承認をするか否かを決定します。
 - (a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書 (下記(b)ないし(d)に関する表明保証条項、補償条項および違約金条項を含みます。) が提出されているか否か
 - (b) 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
 - (c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかであるか否か
 - (d) 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か
- (6) 当社による新株予約権の取得
- ①当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての新株予約権を無償で取得することができます。

- ②当社は、当社取締役会が別に定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができます。
- ③特定買付者等が有する本新株予約権を取得するときは、これと引き換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債もしくは新株予約権付社債その他の財産、または当該新株予約権に代わる新たな新株予約権（これらの全部または一部を当社普通株式に代えることもあり得ます。）を交付する旨の定めを設ける場合があります。
- (7)合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定します。
- (8)新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
- (9)法令の改正等による修正
上記に適用する法令の規定は、平成20年5月22日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとし、

以 上